

1. 飲食店について

【たたき台】 屋内禁煙（喫煙専用室設置可）

⇒ 【基本的な考え方の案】 屋内禁煙（喫煙専用室設置可）。ただし、飲食店のうち、小規模（●㎡以下）のバー、スナック等（主に酒類を提供するものに限る）は、喫煙禁止場所としない（管理権原者が喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じる旨の掲示と換気等の措置を義務付け）

2. 体育館等の運動施設について

【たたき台】 運動施設（スタジアム等）は屋内禁煙（喫煙専用室設置も不可）

⇒ 【基本的な考え方の案】 体育館は屋内禁煙（喫煙専用室設置も不可）とするが、興行場法上の「興行場」に該当するものは、「屋内禁煙（喫煙専用室を設置可）」とする。（プロ野球のスタジアム等）

3. 「喫煙禁止場所」としない（喫煙可能とする）場所について

【たたき台】 個人の住宅、ホテルの客室等

⇒ 【基本的な考え方の案】 以下の場所を追加

- ・たばこの小売販売業の許可を受けて主に喫煙の用に供する場所（いわゆるシガーバー、たばこの販売店）
- ・たばこの研究開発の用に供する場所
- ・演劇等の用に供する舞台の場所

4. 施行時に既に設置されている喫煙専用室について

【たたき台】（特になし）

⇒ 【基本的な考え方の案】 制度施行時に既に設置されている喫煙専用室について、施行後5年間、一定の基準を満たすものの存置を認める。

5. 検討規定について

【たたき台】（特になし）

⇒ 【基本的な考え方の案】 施行後5年を目途に制度全般について検討を行う。

受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）**基本的な方向性**

- 健康増進の観点に加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等を契機に、日本の受動喫煙防止対策をオリンピック開催国と同等の水準とするため、従来の努力義務よりも実効性の高い制度とする。
- イギリス型のスモークフリー社会を目指しつつ、今回、日本の現状を踏まえながらも受動喫煙防止対策の歴史的第一歩を踏み出し、日本の「スモークフリー元年」を確実に実現するため、イギリスと韓国の混合型の制度を導入する。

新たに導入する制度の考え方

※詳細は次頁

- (1) 多数の者が利用し、かつ、他施設の利用を選択することが容易でないものは、建物内禁煙とする。（官公庁、社会福祉施設等）
- (2) (1)の施設のうち、特に未成年者や患者等が主に利用する施設は、受動喫煙による健康影響を防ぐ必要性が高いため、より厳しい「敷地内禁煙」とする。（学校、医療機関等）
- (3) 利用者側にある程度他の施設を選択する機会があるものや、娯楽施設のように嗜好性が強いものは、原則建物内禁煙とした上で、喫煙室の設置を可能とする。（飲食店等のサービス業等）

その他

- (1) 施設の管理者に対し、「建物内禁煙」「喫煙室を設置」等の掲示を義務付ける。
- (2) 実効性の担保措置として、施設の管理者や喫煙者本人に対し、罰則を適用する（詳細検討中）

受動喫煙防止対策の強化の内容（たたき台）

施設の類型	強化(案)	イギリス	韓国
官公庁	建物内禁煙	B	C
社会福祉施設	建物内禁煙	B	C
運動施設(スタジアム等)	建物内禁煙	B	C
医療機関	敷地内禁煙	B	B
小学校、中学校、高校	敷地内禁煙	B	A
大学	建物内禁煙	B	C
サービス業 飲食店、ホテル・旅館(ロビーほか共用部分)等のサービス業施設	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
事務所(職場)	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
ビル等の共用部分	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
駅、空港ビル、船着場、バスターミナル	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
バス、タクシー	全面禁煙	B	B
鉄道、船舶	原則禁煙(喫煙室設置可)	B	C

※ A…敷地内禁煙、B…建物内禁煙、C…建物内禁煙(喫煙室設置可) 2

受動喫煙防止対策の強化について（厚生労働省の「基本的な考え方の案」） 未定稿

○ 受動喫煙の防止が平成15年に健康増進法の「努力義務」とされてから10年以上経過したが、飲食店や職場等での受動喫煙は依然として多く(※)、「努力義務」としての取組みでは限界。

※飲食店では約4割、職場では約3割を超える非喫煙者が、受動喫煙に遭遇。

⇒ 国民の8割を超える非喫煙者を受動喫煙による健康被害から守るため、多数の者が利用する施設等の一定の場所での喫煙の禁止と、管理権原者への喫煙禁止場所の位置の掲示等を義務づける。

1. 喫煙禁止場所の範囲

- (1) 主として特に健康上の配慮を要する者が利用する施設(医療施設、小中高校等)は敷地内禁煙
 - (2) 大学、老人福祉施設、体育館、官公庁施設、バス、タクシー等は屋内・車内禁煙(喫煙専用室設置も不可)
※体育館等の運動施設のうち、興行場法上の「興行場」にも該当するものは(3)に分類する。
 - (3) 集会場、飲食店、事務所、鉄道等は屋内・車内禁煙としつつ喫煙専用室(省令で定める技術的基準に適合したもの)を設置可
※ただし、飲食店のうち、小規模(●㎡以下)のバー、スナック等(主に酒類を提供するものに限る)は、喫煙禁止場所としない
(管理権原者が喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の掲示と換気等の措置を義務付け)。
- 以下の場所は、喫煙禁止場所としない。
- ①個人の住宅、旅館・ホテルの客室、老人福祉施設の個室等
 - ②たばこの小売販売業の許可を受けて主に喫煙の用に供する場所(いわゆるシガーバー、たばこの販売店)
 - ③たばこの研究開発の用に供する場所
 - ④演劇等の用に供する舞台の場所

2. 施設等の管理について権原を有する者等の責務

多数の者が利用する施設及び乗物の管理権原者等に対して、①喫煙禁止場所の位置等の掲示義務、②喫煙禁止場所における喫煙器具・設備(灰皿等)の設置の禁止義務、③喫煙禁止場所での喫煙者への喫煙の制止の努力義務等の責務を課す。

3. 施設等の利用者の責務

施設等の利用者に対して、喫煙禁止場所における喫煙を禁止する。

4. 義務違反者に対する罰則の適用等

上記1～3の義務に違反した者に対し、都道府県知事等は勧告や命令等を行い、違反した場合には罰則(過料)を適用する。

5. 施行期日等

- (1) 施行日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(2019年9月のカ'ビ'ワールド'カップ'に間に合うよう)
- (2) 制度施行時に既に設置されている喫煙専用室について、施行後5年間、一定の基準を満たすものの存置を認める。
- (3) 施行後5年を目途に制度全般について検討を行う。

受動喫煙防止対策 施設類型ごとの取扱い（各国比較）

未定稿

厚生労働省案

施設の類型	基本的な考え方の案 (東京) 2020年夏季	中国 (北京) 2008年夏季	カナダ (バンクーバー) 2010年冬季	英国 (ロンドン) 2012年夏季	ロシア (ソチ) 2014年冬季	ブラジル (リオデジャネイロ) 2016年夏季	韓国 (ソウル) 2018年冬季	米国 (ニューヨーク)	フランス	ドイツ (ベルリン)
小中高	敷地内禁煙	敷地内禁煙〔注2〕			敷地内禁煙		敷地内禁煙〔注3〕		敷地内禁煙	敷地内禁煙
医療施設							屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)			
大学、運動施設	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)									屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)
官公庁										
劇場等のサービス業施設、事務所(職場)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)								原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
ホテル、旅館(客室を除く)										
飲食店	食堂、ラーメン店等									
	居酒屋等									
	バー、スナック等	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可) (●㎡超)	喫煙専用室が無くても喫煙可〔注1〕(●㎡以下)				喫煙専用室が無くても喫煙可			喫煙専用室が無くても喫煙可 (75㎡未満) 〔注4〕
バス、タクシー	車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)						車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)			車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)
鉄道、船舶	原則車内禁煙 (喫煙専用室設置可)						原則 車内禁煙 (喫煙専用室設置可)			原則 車内禁煙 (喫煙専用室設置可)

【注1】 小規模(●㎡以下)のバー、スナック等(主に酒類を提供するものに限る)が該当。いわゆる居酒屋や、主に主食を提供する飲食店(食堂、ラーメン店等)は含まない。
また、店内で喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の掲示と換気等の措置を義務付ける。

【注2】 児童病院等以外の医療機関では屋外に喫煙コーナーを設置可。

【注3】 建物の屋上や各施設の出入口から10m以上離れている場所には喫煙室を設置可。

【注4】 喫煙可であることの表示義務、18歳未満の者の立入禁止といった要件がある。

※ 国によって、施設区分における対象外施設や例外を設けている。